　養護教諭の複数配置を行うなど、負担軽減に関する項目

小中学校の養護教諭の配置については、小学校851名以上、中学校801名以上の児童生徒が在籍する学校に複数配置を行っているところ。

　心身の健康を害している児童生徒に対してその回復のための特別の指導が行われる場合にあっては、児童生徒数の多寡に関わらず、児童生徒の心身の健康のための適切な対応を行う学校への加配として、養護教諭を複数配置しているところ。

　支援学校の養護教諭については、現在、標準法に基づき児童生徒数61人以上の学校において複数配置をしているところ。

　府教委としては、これまでも、各学校の子どもの実態や課題等に対応ができるよう、国に対しては定数改善を強く要望してきたところ。

　文部科学省では、平成２７年度概算要求において、養護教諭の配置充実として、複数配置基準の引き下げを含む、新たな定数改善計画（案）を策定するとともに、初年度分として、教育の質の向上やチーム学校の推進等に必要な２，７６０人の定数改善を計上したところ。府教育委員会としましては、引き続き、今後の国の動きを注視するとともに、教職員の定数改善が図られますよう求めていく。

　今後とも、養護教諭定数の確保に努めるとともに、適正な定数管理に努め、適正な勤務労働条件の確保に向けて取り組んでいく。

心身の健康への適切な対応を行うための養護教諭の加配については、市町村からの調書及びヒアリングを踏まえ、いじめや不登校、自傷行為、暴力行為、性に関する問題行動等、また、慢性疾患や障がい等により、心身のケアが必要な生徒が多く在籍する学校、保健室登校や保健室の来室状況等から課題が多く緊急に加配が必要な学校、加えて加配により、生徒の心身の健康に対する総合的、かつ積極的な取組が期待できる学校であるかどうかを総合的に判断して、配置校を決定している。

　養護助教諭の配置を解消して正規の養護教諭を配置するなど、養護教諭の負担軽減に関する項目

養護教諭の採用にあたっては、将来の定数動向や財政状況等を踏まえつつ、計画的に新規採用者を確保していくことにより、適正な勤務労働条件の確保等に向けて取り組んでいる。

　再任用については本人の希望時間数を尊重し、当該養護教諭や学校の負担とならない措置に関する項目

再任用の選考については、本人の希望時間数を尊重し行なっているところ。なお、短時間再任用の養護教諭については、他の短時間勤務者との組み合わせを基本としている。

　養護教諭の休憩時間確保に関する項目

学校における休憩時間については、条例等に基づき付与しているところであり、学校職場の実態も踏まえ、適切に運用していきたい。

　妊娠中の養護教諭の職務軽減に関する項目

養護教諭に対する職務軽減については、平成２０年度から、軽減措置期間を妊娠判明時から産休に入るまでとしたところ。

　代替講師の配置については、府教育委員会における講師登録者の中から行っているところですが、これまで、講師登録者を確保するため、府や市町村関係施設、ハローワークなどにおいて、講師募集のポスターの掲示やチラシの配付、教員養成課程を有する大学に対する学生への周知の依頼や大学に出向いて登録の受付、教員採用選考テスト会場でのＰＲなど、様々な対策を継続的に行ってきたところ。

　なお、長期休業中の、病気休暇等の代替措置については、基本的には困難ですが、学校運営上重大な支障が出るような場合には、個々の実態を踏まえ対処していく。

　児童生徒の健康診断実施にかかる負担軽減に関する項目

府立学校における心臓検診等の健康診断については、学校保健安全法に基づいて実施しているところ。

府立支援学校の健康診断においては、心臓検診では専門医師による診察、結核検診では立位をとれない生徒の胸部Ⅹ線撮影のためのリフト付検診車の配車、尿検査では採尿容器の工夫などの配慮をしている。

また、府立高等学校に在籍する立位を取れない生徒の状況を把握し、リフト付検診車を配車しているところ。

　市町村教育委員会に対しても、今後、実施方法についての助言を行っていきたい。

　内科検診や視力検査についても、今後とも学校保健安全法に基いた実施に努めていく。

学校保健安全法施行規則が平成２６年４月に一部改正され、健康診断については平成２８年４月より、新たに「四肢の状態」が必須項目として追加されるなど見直される。

現在、国において健康診断マニュアルの改訂中と聞いており、今後、国の動向を踏まえつつ、新たな健診内容について情報収集に努めていく。

エピペン使用の研修を教職員行うなど、養護教諭の負担軽減に関する項目

エピペンの使用と「医行為」の関係については、「学校のアレルギー疾患に対する取組みガイドライン」をもとに、今後とも、研修会等の機会を捉え周知していく。

また、アレルギー疾患のある子どもが安全に学校生活を送るためには、教職員がアレルギーに対する理解を深め、校内体制を充実させることが重要であることから、引き続き、市町村教育委員会に対して、研修の充実等について働きかけていきたい。

日本スポーツ振興センターからの給付金を直接保護者の口座に振り込むなど、日本スポーツ振興センター事務の改善に関する項目

日本スポーツ振興センターの災害共済事務は、各学校で職員が協力して行っていただきたい。特定の教職員の負担とならないよう、府立学校や市町村に対して、今後も引き続き働きかけていく。

給付金の支払いについては、独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令により規定されている。

インフルエンザの予防接種の公費負担に関する項目

予防接種については、法に基づき各市町村の担当部局が実施している。

なお、市町村立学校職員の健康管理をはじめとする安全衛生管理に関する事項は、設置者である市町村教育委員会が所管している。